

# 令和8年度ふるさと意識醸成・定住支援推進事業 業務委託仕様書

## 1. 目的

本市が、「第3期銚田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」（以下、「本市総合戦略」）の策定にあたり、実施したアンケート調査では、中高生の市への愛着は高い傾向にあるが、本市に住みたいと思う割合は全体の3割程度であり、若い世代の定住意向が低い結果となった。また、令和6年度の本市の15歳～39歳までの若年層の社会移動は全体の転出数の約8割を占めており、地域の人口構造に悪影響を及ぼしているとともに、一度本市を離れた若者がUターンに至っていないことが推測される。

本事業では、本市総合戦略の基本目標である「若い世代とのつながりと新たな人の流れをつくる」を実現するための基本施策として、高校生から大学生、若者（女性）を対象に、地域への理解や関わりを深める学びや交流の機会を提供し、ふるさとへの愛着や定住意識を醸成するとともに、継続的な情報発信や関係づくりを通じて、将来の銚田を担う人材づくりを目的とする。

これらの取組により、地域とのつながりを強め、若い世代と女性の定住を促進し、持続可能な地域社会の形成を目指す。

## 2. 業務内容

### (1) 高校生に向けた地域理解の促進

市内に所在する銚田第一高等学校及び銚田第二高等学校と協力し、高校生が地元企業や働くことに対する理解を深め、将来の進路選択において地域を選択肢の一つとして認識できるようにするため、地元企業等の話を聞く交流型イベントを実施すること。

※学校との協議調整は市が行う。

- ・イベントの企画及び運営（各校2回程度）
- ・グループトーク形式による交流設計
- ・地元企業等の講師調整（市と協議のうえ決定）

### (2) 若者の定住促進に向けた地域との交流機会の創出

県内外に居住する市に関わりのある学生及び若手社会人等が、地域や企業との接点を持ち、継続的な関係性を構築できるようにするため、交流会を実施すること。

- ・交流会の企画及び運営（2回以上）
- ・会場の調整（市と協議のうえ決定）

### (3) 女性の地域参画支援とコミュニティ形成

地域で活躍する女性や市に関わりのある女性が相互につながるコミュニティ形成を図り、地域への関わりを深めるとともに、主体的な活動へと発展していくことを目的として座談会を実施すること。

- ・座談会の企画及び運営（5回以上）

- ・参加者ニーズの把握及び整理
- ・会場の調整（市と協議のうえ決定）

#### **(4) 企業情報発信・インターンシップ等支援**

市内及び近隣市町の企業の魅力を可視化し、若者が企業への理解を深めるとともに、就業体験を通じて地域で働く具体的なイメージを持てるようにするため、企業情報の発信及びインターンシップ支援を行うこと。

- ・企業紹介シート等の統一様式的设计（SNS やホームページ等での発信を想定）
- ・受入企業の発掘及び受入支援（市と協議のうえ決定）
- ・インターンシッププログラムの設計支援

#### **(5) 各事業の分析**

本事業の実施結果を踏まえ、効果検証及び次年度に向けた改善提案を行うこと。

### **3. KPI について**

- (1) 高校生向け事業の参加者を延べ 100 人程度創出すること
- (2) 学生及び若手社会人向け交流会の参加者を延べ 30 人以上創出すること
- (3) 女性向け座談会の参加者を延べ 30 人以上創出すること
- (4) 企業情報発信を 10 回以上実施すること
- (5) インターンシップ受け入れ企業を 5 社以上創出すること

### **4. 事業の実施期間及び限度額**

事業の実施期間は、契約締結の日から令和 9 年 3 月 10 日（水）までとする。  
また、委託費の限度額は、4, 499 千円とする。

### **5. 成果品**

実施期間が終了した後、報告書に取りまとめ提出すること。

- ・報告書の部数等
  - ① 部数等 A4 版 3 部（50 ページ程度）
  - ② 報告書を収録した電磁的記録媒体 1 部

#### **(2) 納入場所**

銚田市銚田 1444 番地 1  
銚田市政策企画部まちづくり推進課

#### **(3) 成果品の帰属**

本業務に関する一切の成果は、本市に帰属するものとする。

### **6. 実施上の留意事項**

#### **(1) 実施体制**

本事業の実施に当たり、業務実施の安全管理を徹底すること。

(2) 計画準備

本業務の概要を整備するとともに、計画立案から実施期間終了までの協議記録等を取りまとめ、業務がスムーズに実施できるように必要な各工程の基本的方針及び計画、準備を行うこと。

(3) 協議打合せ

本業務が円滑かつ計画的に進むように、本市と受託者は業務着手時、各工程の区切り時など必要に応じ協議打合せを行う。なお、社会情勢を踏まえ、オンラインによる協議打合せを含め、情報共有を十分に図ること。

外部からの有識者を交えての協議を行う場合の謝礼、費用弁償等は委託者の負担として積算すること。

協議打合せの結果はその都度受託者が打合せ記録簿に記録し、相互に内容を確認しなければならない。

(4) 秘密の保持

受託者は、本業務にあたり知り得た情報を本市の許可なく他に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。

(5) 経費の取り扱いについて

本業務について、会場使用料及び講師謝礼は発注者が負担することを想定している。また、本事業は国の補助金を活用して実施するものであるため、補助対象経費の取扱いに留意すること。特に、飲食に係る経費（食糧費）は補助対象外とされているため、本委託業務の経費には含めないこと。なお、経費の取り扱いについて疑義がある場合は、発注者と協議すること。

(6) その他

受託者の責めに帰すべき理由による成果品の不良個所が発見された場合は、速やかに本市が必要と認める訂正、補足、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

## 7. 委託業務にあたっての留意事項

詳細は、委託契約時に定めるものとする。

- (1) 発注者は、必要があると認めるときは、受託者から当該業務の実施状況等について報告を求めることができる。
- (2) 当該業務の全部又は一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (3) 当該業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は当該業務以外の目的に使用してはならない。
- (4) 当該業務を通じて取得した個人情報については、銚田市個人情報の保護に関する条例を準用するものとする。
- (5) 受託者は、当該業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき理由により発注者に損害を与

えたときは、その損害の責めを負うものとする。

## **8. その他**

- (1)本仕様書に記載されている内容に疑義が生じた場合、または本仕様書に定めがない事項については、発注者と受託者が協議のうえ、決定する。ただし、両者の協議で決定できない場合には受託者は発注者の指示に従うこととする。
- (2)本仕様書は、発注者と受託者が協議のうえ、必要に応じて変更することができる。